

ストーカー被害防止啓発ポスターの デザインを募集します！



最近、高校生などの若者のストーカー被害が増えています。

その加害者は、クラスメートや同じ塾に通っている人など、身近な人であることが多く、一方的に恋愛感情を持たれたことによるトラブルや、交際を解消するときのトラブルが主な原因となっています。

誰でも被害に遭う可能性があり、また、自分がしている行為がストーカーだと気づかずに加害者になっていることもあります。

被害者にも加害者にもならないために、ポスターのデザインを考えることを通して、ストーカー被害について一緒に考えましょう！

● 応募資格

大阪府内の高校に通う高校生ならどなたでも応募できます。

● 応募のテーマ



「ストーカーの被害者にも加害者にもならないために」

がポスターのキャッチコピーです。

このキャッチコピーをもとに、若年者がストーカー被害について関心を持ち、被害者にならないための防犯意識や、加害者にならないための知識を高めてもらうきっかけになるようなデザインを考えてください。

● 応募締切

令和5年9月8日（金）

● 問い合わせ先

ストーカー対策大阪ネットワーク事務局
大阪府警察本部生活安全部
生活安全総務課人身安全対策室
TEL:06-6943-1234（内線30333）

たくさんのご応募を
お待ちしております！



※応募の詳細については裏面をご覧ください。

● 応募条件

- A3版、縦型とし画用紙またはケント紙を使用してください。
- 画材は自由なので、絵の具・ペン等何を使用してもらってもかまいません。
- デジタル作品も可能ですが、デジタルの場合でも縦型で制作してください。
- デザインの中に、ポスターのテーマとなる「ストーカーの被害者にも加害者にもならないために」のキャッチコピーを入れてください。
(上記キャッチコピー以外に、文字やサブタイトル等を追記するのは自由です)

【その他注意点】

- 誰もが被害者にも加害者にもなり得るので、被害者や加害者の性別は問いません。
- 応募作品は、未発表の作品に限ります。
- 著作権や肖像権の侵害に留意してください。
- 他の作品の模倣や盗作が判明した場合、選考の対象外になります。
- 応募作品の著作権は主催者にあり、作品は返却しません。
- 応募者の名前、学校名、学年等は、大阪府警察の刊行物やWEBサイトのほか、テレビや雑誌等の各種媒体で使用、公表する可能性があります。

● 応募方法

【デジタル作品の応募】

- 電子メールでの応募です。
- メールの件名は「ストーカー被害防止啓発ポスター2023」としてください。
- データのファイル形式は、①jpg形式 ②gif形式 ③tif形式 ④png形式 ⑤pdf形式 の5種類に限ります。
- メール本文に応募者自身の「名前・生年月日・学校名・学年」を記載してください。

【紙作品の応募】

- 添付の応募票に必要事項を記入し、ポスターの裏面に貼って郵送してください。
(お手数ですが、郵送にかかる費用は応募者様のご負担になります。)

【作品の送付先】

- メール：大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課人身安全対策室
ストーカー対策大阪ネットワーク事務局
〈アドレス〉 poster_koubo@police.pref.osaka.jp
- 郵 送：〒540-8540 大阪府大阪市中央区大手前3-1-11
大阪府警察本部生活安全部生活安全総務課人身安全対策室
ストーカー対策大阪ネットワーク事務局

*** 参考 ***

ストーカー行為とは、恋愛感情（または恋愛感情が満たされなかったことによる怨恨の感情）を充足させるために、つきまとい等を繰り返して行うことです。

詳しくは、右の二次元コードを読み取ってご覧ください。

